

令和5年度「もりおか広域工芸品工房見学会」開催事業に係る企画運営業務企画コンペ実施要領

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、盛岡広域振興局が実施する令和5年度「もりおか広域工芸品工房見学会」開催事業に係る企画運営業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 令和5年度「もりおか広域工芸品工房見学会」開催事業に係る企画運営業務 一式
- (2) 業務の仕様等 「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結の日から令和6年3月27日（水）まで
- (4) 委託料上限額 1, 188千円以内（税込）

2 コンペ参加者の資格に関する事項

コンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、盛岡広域振興局との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合は、それぞれの構成員が委託業務を実施する上での役割を明らかにすること。

- (1) 一応募者一提案に限ること。単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。
- (2) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する拠点を有するもので、本業務の実施について、盛岡広域振興局の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9

日建振第 141 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1 号
盛岡広域振興局経営企画部産業振興室
電 話 0 1 9 - 6 2 9 - 6 5 1 4
F A X 0 1 9 - 6 2 9 - 6 5 2 9
電子メールアドレス BA0001@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

企画コンペ手続等に関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページ(岩手県公式ホームページ「トップページ」⇒「入札・コンペ・公募情報」⇒「コンペ」⇒「コンペ参加者募集情報」)に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 5 時まで

イ 受付場所 3 の(1)に同じ

ウ 提出方法 原則として、電子メール又は F A X による。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページ上に掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和 5 年 10 月 27 日(金)とする。

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに参加届出書類を 3 の(1)まで持参又は郵送により提出するものとする。

ア 届出書類

- ・【様式 1-2】企画コンペ参加届出書
- ・【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注実績

イ 提出期限 令和 5 年 11 月 2 日(木)午後 5 時まで

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に 3 の(1)に直接提出のこと。
- ・ 郵送の場合は、期日までに 3 の(1)に必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、下記 6 に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

4 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

コンペ参加者は、「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書等を作成すること。

・【様式2】令和5年度「もりおか広域工芸品工房見学会」開催事業に係る企画運營業務企画提案書（任意様式も可）

・見積書

※ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 各5部

イ 提出期限 令和5年11月10日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先 3(1)に同じ

エ 提出方法

① 持参または郵送により提出すること。

② 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

③ 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、期日までに提出すること。

オ その他

① 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

② 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、差換え、撤回することができないものとする。

(3) 企画提案の無効

上記3(4)ウ及びエにより参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治30年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記1(4)の予算額を超えた提案

エ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

(4) 企画コンペ参加の辞退

ア 参加予定者が企画提案書を提出しない場合は、11月10日（金）午後5時までに【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を盛岡広域振興局経営企画部産業振興室に持参または郵送により提出すること。（必着）

イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降盛岡広域振興局が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはない。

5 企画提案に関するその他事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が盛岡広域振興局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

- イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペに参加に要する経費について
すべて参加者が負担するものとする。

6 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。なお、企画コンペの提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日

令和5年11月中旬予定（詳細は別途通知します。）

イ 開催場所

盛岡地区合同庁舎

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は一切認めない。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、機材は参加者が準備することを原則とし、事前に連絡することとする。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は1者あたり30分（説明20分、質問10分）とする。

(オ) 参加者が5者以上であった場合は、審査委員会において企画提案書等による審査を実施し、上位と評価された4者により、審査委員会において企画提案書等によりプレゼンテーションに基づく審査を行う。

なお、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

※ 開催日、場所、開催方法については、新型コロナウイルス感染症に係る社会状況に応じて変更する場合がある。実地開催から書面審査へ変更する場合、事前に参加者に通知するものとする。

(3) 受託候補者の決定

ア 盛岡広域振興局は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って受託候補者と契約内容に関する協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと盛岡広域振興局が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

受託候補者との委託契約締結にあたっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

したがって、当初提出していただいた見積額が契約額とならない場合があること、第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う場合があること。

(4) 県の契約に係る委託料の支払方法

原則精算払いとする。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があること。

8 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

[参考]

① 実施要領のホームページ掲載	令和5年	10月13日（金）
② 「質問票」提出期限		10月20日（金）午後5時
③ 質問事項に対する最終回答		10月27日（金）
④ 「企画コンペ参加届出書」提出期限		11月2日（木）午後5時
⑤ 「企画提案書」等提出期限		11月10日（金）午後5時
⑥ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限		11月10日（金）午後5時
⑦ 企画提案の審査		11月中旬予定 ※別途通知します。
⑧ 受託候補者決定		11月下旬
⑨ 受託候補者との契約		12月上旬